

沖縄の基地問題

大東 信祐 陸自57

沖縄の米軍の存在は、安全保障の観点から日本にとっても、また北東アジアにとっても重要な地位を占めており、この機会に在沖縄米軍の歴史的経緯を概括的に振り返ってみる。

戦前の沖縄は、県内に歩兵聯隊の所
在しない数少ない県であった。海軍は
那覇飛行場に一部の部隊を配置してい
たが、陸軍は沖縄聯隊区司令部と沖縄
憲兵隊だけであった。

大東亜戦争開戦当時でも、中城湾、
船浮（西表島）に小規模な要塞部隊が
配置されただけであった。沖縄で徴兵
検査を受けた現役兵は、九州各地の聯
隊で兵役に服した。

開戦後においても、沖縄は南方と本
土との連絡線上の要地・中継基地の地
位づけで防備のための兵力の展開はな
かった。

昭和19年3月、絶対国防圏の戦關か
ら捷号作戦に移行する段階において、
10号作戦準備として沖縄に独立混成第
44旅団が配置され、まず伊江島、沖縄
北（読谷）、沖縄中（嘉手納）、沖縄南
（牧港）の飛行場の設定を開始したの

を手始めに、第32軍隷下の第9、24、
62師団が配置され（第9師団は19年12
月に台湾へ転用）沖縄の戦關を迎えた。
当時沖縄の北（読谷）、中（嘉手納）、

南（牧港）の飛行場用地は、陸軍が私
有地を買収して造成した。この私有地
の買収に当たり、当時の買収担当官
（主計将校？）が「大東亜戦争遂行の
ため飛行場用地が必要である」と説明
したので、戦争が終わったならば
本来の所有者に返還するのが筋であ
る、との理屈も唱えられる。

米軍はニミッツの指揮下である第10
軍（軍司令官バックナー中将）指揮下
の第24軍団（7、27、77、96師団）、
海兵軍団（1、2、6海兵師団）合計
7個師団で、5月30日の上陸人員は23
万8千669名と記録されている。
（当初米海軍の指揮下の部隊が沖縄を
占領したことが、後に陸軍のマッカー
サーのGHQとの間に意見の相違を生
ずることとなる）

沖縄の地上戦闘終了後、米軍は本島
南部島尻地区の住民を主に北部国頭地
区に隔離収容し、来るべき九州進攻作
戦の準備をした。この段階においては
既設の那覇、北・中・南・伊江島の飛
行場を拡張するだけでなく、強力な施
設作業力を發揮し、本部、普天間、泡
瀬、与那原等の飛行場を設定している。
当時は作戦行動の継続として土地の

所有権等に関わることなく、米軍の必
要に応じ基地を設定した。

終戦を迎えた後、沖縄の住民が南部
の地域（米軍が使用していない地区）
に帰住を許されたのは20年の末頃とい
われる。南部に帰住した住民は、焼け
野原となった那覇市の久茂地、牧志の
地域に逸早く商店を復活させた。この
商店は「奇跡の1マイル」と呼ばれ、
後の繁華街、観光名所の「国際通り」
となった。

伊江島の飛行場は、現在では補助飛
行場とされ、部隊等は常駐せず、もっ
ぱら訓練等に用いられているので余り
知られていないが、当時複数の滑走路
を持ち、重爆撃機の使用に堪える設備
を有し東洋一の飛行場とも言われてい
た（伊江島は硫黄島の120%の大き
さがある）。

占領後米軍はB29の基地として使用
し、テナアン島から出撃し長崎に原爆
を投下したB29は帰路の燃料が不足
し、伊江島において燃料を補給した後
掃投した。

また、ポツダム宣言受諾後、降伏手
続きの打ち合わせにマニラに派遣され
た軍使は、木更津から海軍の一式陸上
攻撃機に搭乗し、先ず伊江島に行き、
ここで米軍機に乗り換えてマニラへ
行ったことも知られている。

また、昭和25年に勃発した朝鮮戦争

においては沖縄からB29が出撃し、満
鮮国境地域の爆撃に参加した。

この時代は正に「占領時代」であり、
占領軍は状況に応じて、要すれば兵力
を使用して強引に基地を整備した（伊
江島の基地拡張工事）。当時、通貨は
B円（軍票米ドル）、交通も車両は米
国方式の右側通行であり、日本に復帰
した際には多大の労作を必要とした。

また米軍関係私有車のナンバー・プ
レートには「Keystone of Pacific」の
文字が刻まれており、不安定な台湾、
東南アジア、朝鮮半島に対する沖縄の
戦略的な地位を表現していた。

朝鮮戦争の終結前後から米軍は本格
的に基地を整備し、恒久的な施設が逐
次整備された。沖縄はこれらの工事等
で経済的にも活況を呈し、昭和28年に
本土に復帰した奄美地方からも多くの
人達が沖縄に出稼ぎに行く状況とな
り、米国統治下の方が経済的に恵まれ
るのではないかとの感覚も生じた。

沖縄の北部は脊梁山脈として500
m級のある山岳地帯であるのに反し、
中・南部地区は地形も穏やかで、最高
地点も標高約200mに過ぎず、住民
の密度も高く従って国・公有地は少な
く、中南部にある米軍の基地の多くの
部分が私有地である。

昭和47年の本土復帰後は、このよう
な経緯で米軍が接収した私有地の貸借

關係を日本政府が肩代わりして、土地所有者から日本政府（防衛施設庁・当時）が借り上げ、米軍が使用することの形態を執ることとなった。

平成27年の「防衛ハンドブック」によれば、沖縄の基地は全国の米軍基地の72・6%を占める。この数値が一人歩きして、「安全保障条約による基地の負担が過度に沖縄にし寄せされている」と言われる。しかしながら沖縄の米軍基地の約30%はハンセン、シュワブの演習場であり、これを日本側管理米軍との共用施設（いわゆるⅡ・4・b）とすれば、この比率は低下することになり得る。

土地所有者にとつて、借り手は日本政府であり、その信用度は絶大である。また、借地料は毎年地元と協議して査定されることになっているが、現下の沖縄情勢を反映してか借地料の総額は毎年右肩上がりである。現今の金融状況から見れば、有利な金融商品であるとして「軍用地の売買」が盛んなもの、沖縄の一面である。

また、軍用地の現況として、嘉手納弾薬庫の保安用地等では賃貸料を手にながら、実態は農地として耕作している例（不法耕作地）、更にはこれら用地を他人に貸し出し二重に賃貸料を手に入れている例等があると言われている。

東京の中央官庁、内閣府の中に「沖縄振興局」がある。これは「北海道開発局」と同様、沖縄振興の予算の要求、執行をつかさどる部署で、内閣の施策を積極的に推進するための組織である。振興局の平成28年度予算額は3350億円（うち一括交付金1613億円）であり、また、平成28年度に沖縄防衛局が支払う軍用地料は986億円、国有提供施設等所在市町村助成交付金・施設等所在市町村調整交付金（国有地の固定資産税相当額の補填等）は、68億円に及んでいる。

平成26年度の沖縄県予算7239億円と対比すれば、政府の投入する開発予算、軍用地料の大きさが理解できる。かつて米国の外交官が「沖縄は駐留米軍を人質にとつてゆすり、たかりと申すべき手段を擁して国家の資金を引き出している」と言つて問題になつたが、基地問題でもめればもめるだけ予算が引き出せるという悪口は、一面の真理を物語つているように感じる。

平成28年4月に発生した沖縄県うるま市で起きた強姦殺人事件は誠に言語道断で、神人共に許されざる所業である。しかしながら、この事件に対して現地沖縄側で政府に対する要求は、①日米地位協定の改訂、②海兵隊の即時撤退であり、県民大会を開き政府に対して強硬に要求している。現地の感情

は理解できるとしても、この刑事事件と沖縄側の要求は直結しないものを感じる。即ち、この事件の犯人は米国籍で与那原市において日本人の妻と生活している人物であり、勤務先の会社が嘉手納米軍基地の中にある民間会社であると報じられている。

事件は基地外のうるま市で発生しており、捜査、犯人の逮捕、取調等はすべて国内の犯罪事案として取り扱われており、裁判においても那覇地裁で予定され特異な取り扱いはされていない。（被告側の弁護士から裁判所を交える要望が提出されたが、却下された）

ただ、犯人は以前、海兵隊員として沖縄で勤務した経歴があり、帰国除隊後再来日し、日本人女性と結婚し嘉手納空軍基地内にある民間会社に勤務している。米軍が直接雇用している民間人（軍属）ではない。だが、米軍基地内に勤務していることから行政協定上は軍属に準ずるものとして取扱われている。このため強いて言えば、必要に応じて犯人の勤務場所を捜査する場合は米軍側との調整を必要とするということになると思われる。

この状況から、この事件と海兵隊とは直接の関係はなく、沖縄県が海兵隊の即時撤退を政府に申し出る論拠は理解できない、俗に言う「坊主憎けりや袈裟まで憎い」の類であり、この機会

に平素鬱積している反米感情を、「海兵隊！乱暴者」という感覚で対外要求に反映させたものに過ぎないのではなか。」「棒ほど願つて針ほどかなう」の諺のような駆け引きのにおいを感じるのには、私だけであろうか。

更に、沖縄県当局はスローガンとして「行政協定の改定」を求めているが、具体的に何を改定することを求めているのか、報道の範囲では不明確である。政府の対米折衝においても、行政協定上の「軍属」の範囲を明確にするという範囲にとどまつているのは、当然の帰結であると思われる。

これらの事象の背景として、わが国においては国際法上における「軍隊」の地位についての認識が、国際的な常識とは異なっていることが上げられるように感じられる。即ち、外国の軍隊の国内駐留を認めたことを、外国の商社が日本に支店を設置したことに同じに考えたいという思考があるように思われる。

軍隊は国家を代表するものであり、国家の一部である。外国の港に入港中の国旗（軍艦旗）を掲げた日本の軍艦は日本領土の一部であり、たとえカッターであっても土官が指揮し、軍艦旗を掲げていれば外国官憲の立ち入り等を拒否する権利を有する。これと同様に国内に駐留を認めた外国の軍隊、そ

の兵営はいわば外国であり、治外法権
であることが国際的な常識となつてお
り、これをどの方向に改定を求めると
かが明確にされていない。(かつて、
東京都知事が革新系であつた時代に、
基地内の建築工事について、地元市町

村の建築確認許可を得ていない、上下
水道の随時立ち入り検査が出来ないの
は地方自治の侵害であるとの議論が
あつたが、これらは国際的には通用し
ない議論である)